○京都府立大学における公的研究費の不正に係る調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程 (平成27年4月1日府立大学規程第3号。以下「規程」という。)第16条第4項の規 定に基づき、学内外からの公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調 査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語は、規程において使用する用語の例による。

(予備調査)

- 第3条 最高管理責任者(最高管理責任者が通報の対象に含まれているとき又は通報者若しくは被通報者と直接の利害関係を有するときは、統括管理責任者その他これに代わる者とする。以下同じ。)は、規程第13条第3項の規定による報告を受けたときは、速やかに不正行為等を行ったとされる研究者の所属するコンプライアンス推進責任者に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、通報等を受付けた日から30日以内に、その調査結果の報告を受けるものとする。
 - (1) 本格的な調査(以下「本調査」という。)の要否
 - (2) 公的研究費の不正使用が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者及びその他関係者に対し、必要な協力を求めるものとする。

(本調査の要否の報告、通知等)

- 第4条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事 案について、本調査をすべきか否かを速やかに決定する。
- 2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る調査を行わせるため、速やかに調査委員会を設置するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報等を受付けた日から 30 日以内に本調査実施の要否を関係機関 に報告する。また、被通報者に他機関に所属する者がいる場合は、速やかに、本調査の 実施を決定した旨を当該他機関の長に通知する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を 通報者及び被通報者に通知する。この場合において、通報等が匿名により行われた場合 若しくは通報者が特に通知を望んでいない意思を示したときは、この限りでない。

- 5 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する長にその旨を通知する。この場合において、通報者が他機関に所属する者であるときは、最高管理責任者が当該他機関の長にその旨を通知する。
- 6 最高管理責任者は、第4項に定める通知を受けた通報者から当該調査の結果について 異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該コンプライア ンス推進責任者に再調査を求めることができる。

(調査委員会の設置)

- 第5条 最高管理責任者は前条第2項において、本調査の実施を決定したときは、調査委員会を設置し、公的研究費の不正について調査させなければならない。
- 2 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 委員は、次の各号に掲げる委員とする。ただし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有するものを除く。
 - (1) 被通報者が所属する学部・研究科のコンプライアンス推進責任者
 - (2) 事務局長
 - (3) 法律等の専門的知識を有する学外の有識者 1名以上
- 5 調査委員会の事務は総務課、企画・地域連携課が共同して所掌する。

(調査委員会委員等の責務)

- 第6条 調査委員会委員及び総務課、企画・地域連携課において通報等を担当する職員(以下「通報等担当職員」という。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- 2 調査委員会委員及び通報等担当職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 3 調査委員会委員及び通報等担当職員は、自ら又はその家族等が通報等の対象となった 場合には、当該通報等に係る事務に携わることができない。

(調査開始等の通知)

- 第7条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に書面により異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、最高管理責任者はその内容を審査し、必要と認めると きは、当該異議申立に係る委員を交代させることができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の

所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(公的研究費の使用停止措置)

第8条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合において、必要と認めるときは、第14条の報告を受けるまでの間、被通報者(他機関に所属する者を除く。)に対して公的研究費の使用停止その他必要な措置を講じることができる。

(調査の実施)

- 第9条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、不正使用に関与した者及び その関与の程度、不正使用の相当額(以下「不正使用の有無等」という。)並びに当該通 報が不正防止の目的に基づくものであったか等について、調査及び認定するものとする。
- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機 関に報告し、又は協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査対象の研究者等(以下「調査対象研究者等」という。)に対し関係 資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 5 調査委員会は、必要に応じて、調査対象研究者等に対し調査対象制度の公的研究費の 使用停止を命ずることができる。
- 6 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、調査対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。
- 7 調査委員会の調査は、関係者の人権が侵害されないようにしなければならない。

(調査への協力等)

- 第10条 調査対象研究者等は、調査委員会による事実究明に協力するものとし、虚偽の 申告をしてはならない。また、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 2 調査対象研究者等は、当該通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(意見聴取)

- 第11条 調査委員会は、不正使用の有無等の認定を行うに当たっては、あらかじめ調査 対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。
- 2 調査対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から原則として 14 日以内に調査委員会 に意見を提出することができるものとする。ただし、調査委員会が必要と認めたときは、 意見の提出期間を延長できるものとする。
- 3 前項の場合において、調査対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない

旨の申し出があったときは、調査委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても次 条に規定する認定を行うことができる。

(認定)

- 第12条 調査委員会は、不正使用の有無等及び不正使用が行われていないと認定したときは当該通報が不正防止の目的に基づくものであったか等について認定を行うとともに、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、通報者及び調査対象研究者等に対し、調査 結果を通知するものとする。

(不服申立て)

- 第13条 通報者及び調査対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により 調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合におい て、不服申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管 理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果 を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果 を不服申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨を その理由と併せて不服申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。
- 6 不服申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第14条 調査委員会の委員長は、第12条第2項による調査結果の通知後、調査対象研究者等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第1項による不服申立てに対し、前条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理者に提出しなければならない。

(措置)

第15条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、調査対象研究者等、関連する部局長等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調

査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等 必要事項を加えて報告書を提出しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を 関係機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 4 前3項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を 報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係機関からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。
- 6 最高管理責任者は、前各項による報告又は調査等の結果、当該関係機関から不正使用 に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、調査対象研究者等に当該額を返還させる ものとする。
- 7 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を 講ずるものとする。
- 8 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、 必要に応じて通報者及び調査対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ず るものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

- **第16条** 通報者は、通報等をしたこと及び調査への協力(以下、「通報等をしたこと等」 という。)を理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。
- 2 被通報者は、単に通報等がなされたことのみを理由として、いかなる不利益な取扱い も受けない。

(不利益な取扱いに関する申出)

- 第17条 通報者は、通報等をしたこと等を理由として不利益な取扱いを受けた場合には、 最高管理責任者にその旨を書面により申し出ることができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の申出を受けた場合には、通報担当職員に調査を実施させ、 その調査結果に基づき、必要な改善措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の規定により必要な改善措置を講じたときは、通報者に対し、 その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定は、調査の結果、通報等をしたこと等を理由として不利益な取扱いを受けた事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(通報等関連資料の保存)

第18条 最高管理責任者は、通報等の内容、処理経過等を記録した関連資料を、当該通報等の処理を終了した日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、通報等について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月17日から施行する。